## DV防止対策の取組

## 国・県の動き

## さいたま市の取組

平成 13 年 DV 防止法施行

平成 15 年 「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」制定 基本目標に「女性に対する暴力の根絶」

平成 16 年 DV 防止法改正 都道府県基本計画が義務となる 平成 16 年 配偶者からの暴力及び被害者の保護のための施

策に関する基本的方針」策定

平成 15 年 「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 重点事項に「女性に対する暴力の根絶」

平成 18 年 埼玉県 DV 防止基本計画策定

平成 19 年 DV 防止法改正

市町村の基本計画策定が努力義務となる 市町村の配偶者暴力相談支援センター設置が努 力義務となる

平成 20 年 DV 防止法の基本的な方針改定

平成20年 「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 重点事項に「女性に対する暴力の根絶と被害者の自立 支援」

具体的施策「DV 防止法に基づく基本計画の策定」

平成23年 「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」実施 身体的暴力を受けた女性は5人に1人

平成 21 年 埼玉県 DV 防止基本計画策定(第 2 次)

平成22年 国 男女共同参画基本計画策定(第3次) 「第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 平成 22 年 DV 防止基本計画策定

平成 24 年 埼玉県 DV 防止基本計画策定(第 3 次)

平成 25 年 DV 防止法改正

生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び その被害者についても法の適用対象となる

資料3

平成25年 「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 目標に「女性に対する暴力のないまちづくり」 具体的施策「女性に対するあらゆる暴力の根絶」

「ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援(DV防止基本計画の推進)」

平成 25 年 DV 防止法の基本的な方針改定

資料 4

平成27年 国 男女共同参画基本計画策定(第4次) 「第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」

資料 5

資料6

平成26年 さいたま市配偶者暴力相談支援センター開設

平成 27 年 第 2 次さいたま市 DV 防止基本計画策定

資料 8

資料 9

資料7

平成 29 年 埼玉県 DV 防止基本計画策定(第 4 次)

\_\_\_\_\_

平成31年 「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 目標に「女性に対する暴力のないまちづくり」 具体的施策「女性に対するあらゆる暴力の根絶」

平成28年 「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」実施

身体的暴力を受けた女性は6人に1人

「ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立 支援」

令和2年 第3次さいたま市DV防止基本計画策定